

国家公務員法等の一部を改正する法律案要綱

第一 国家公務員法の一部改正

一 国家戦略スタッフ及び政務スタッフを、特別職とするものとする。こと。
(第二条関係)

二 人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勸告、採用試験の実施、免職、給与（一般職の職員の給与に関する法律第六条の二の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定並びに同法第八条第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定を除く。）、研修の実施、分限、懲戒、苦情の処理、職務に係る倫理の保持その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどるものとする。こと。
(第三条関係)

三 内閣総理大臣は、法律の定めるところに従い、採用試験、任用、職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、一般職の職員の給与に関する法律第

六条の二の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定並びに同法第八条第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）をつかさどるものとする。 （第十八条の二関係）

四 内閣総理大臣は、官民人材交流センターの運営に関する指針を定め、これを公表するものとする。 （第十八条の六関係）

五 内閣総理大臣は、人事院規則の制定又は改廃に意見があるときは、その意見を人事院に申し出ることが出来るものとする。 （第二十三条関係）

六 人事管理の原則

職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次、合格した採用試験の種類及び幹部候補育成課程の育成の対象であるか否か又はあったか否かにとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならないものとする。

（第二十七条の二関係）

七 任用の根本基準の実施につき必要な事項は、人事院の意見を聴いて、政令で定めるものとする。

八 幹部職員及び管理職員の定義

(第三十三条関係)

1及び2に掲げる用語の定義は、1及び2に定めるものとする。

1 幹部職員 内閣府設置法第五十条及び国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官若しくは同法第二十一条第一項に規定する局長若しくは部長の官職、又はこれらに準ずる官職であつて政令で定めるもの(以下「幹部職」という。)を占める職員をいうものとする。

2 管理職員 国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長若しくは室長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの(以下「管理職」という。)を占める職員をいうものとする。

(第三十四条関係)

九 欠員補充の方法について、人事院の意見を聴いて定める政令等で定めるものとする。

(第三十五条関係)

十 採用の方法

1 職員の採用につき、職員の幹部職への採用を行う又は政令で定める場合には、選考の方法によることを妨げないものとする。

2 1の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。
(第三十六条関係)

十一 採用試験の実施

1 採用試験の実施につき、政令で定めるものとする。

2 1の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。
(第四十二条関係)

十二 採用試験の受験者の資格要件

1 採用試験の受験者の資格要件につき、政令で定めるものとする。

2 1の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。
(第四十四条関係)

十三 試験の公開平等

1 採用試験の公開平等につき、政令で定めるものとする。

2 1の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。
(第四十六条関係)

十四 試験に関する是正指示等

1 人事院は、試験機関に対し、人事院規則の定めるところにより、採用試験の実施状況について報告を求めることができるものとする。

2 人事院は、試験機関が法令又は人事院規則に違反して採用試験を行った場合には、その是正のため必要な指示を行うことができるものとする。

(第四十八条の二関係)

十五 採用候補者名簿の作成

1 採用候補者名簿の作成につき、政令で定めるものとする。

2 1の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。

(第五十条関係)

十六 採用候補者名簿の失効について、失効事由等を内閣総理大臣が定めるものとする。

(第五十三条関係)

十七 採用昇任等基本方針

1 採用昇任等基本方針に、次に掲げる事項を追加するものとする。

- (一) 管理職への任用に関する基準その他の指針
- (二) 任命権者を異にする官職への任用に関する指針

(三) 職員の公募（官職の職務の具体的な内容並びに当該官職に求められる能力及び経験を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。）を行う幹部職及び管理職の数の目標その他の職員の公募に関する指針

(四) 官民の人材交流に関する指針

2 1(三)の指針を定めるに当たっては、犯罪の捜査その他特殊性を有する職務の官職についての公募の制限に関する事項その他職員の公募の適正を確保するために必要な事項に配慮するものとする。

（第五十四条関係）

十八 任命権者

1 外局の長（国家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁以外の庁にあつては、外局の幹部職）に對する任命権は、各大臣に属するものとする。

2 任命権者は、幹部職以外の官職（内閣が任命権を有する場合にあつては、幹部職を含む。）の任命権を、その部内の上級の国家公務員（内閣が任命権を有する幹部職にあつては、内閣総理大臣又は國務大臣）に限り委任することができるものとする。

（第五十五条関係）

十九 条件付採用

1 条件付採用に関し必要な事項等について、政令で定めるものとする。

2 1の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。 (第五十九条関係)

二十 臨時的任用

1 臨時的任用の要件等について、政令で定めるものとする。

2 1の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。 (第六十条関係)

二十一 職員の公募

1 任命権者は、官職（幹部職を除く。以下二十一において同じ。）に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合には、政令で定めるところにより、当該官職について職員の公募を行うことができるものとする。

2 職員以外の者のみを募集の対象とする職員の公募を行った官職への任命は、当該職員の公募に応募した者の中から選考による採用の規定に基づき行うものとする。ただし、当該職員の公募に応募した者の中に選考による採用の規定に係る標準職務遂行能力及び適性を有すると認められる者がいな

いときは、当該職員の公募に応募した者以外の者の中から職員の任用の一般規定に基づき行うものとする。

3 職員である者のみを募集の対象とする職員の公募を行った官職への任命は、当該職員の公募に応募した者の中から職員の昇任等の規定に基づき行うものとする。ただし当該職員の公募に応募した者の中に職員の昇任等の規定に係る標準職務遂行能力及び適性を有すると認められる者がいないときは、当該公募に応募した者以外の者の中から職員の任用の一般規定に基づき行うものとする。

4 職員以外の者及び職員である者の双方を募集の対象とする職員の公募を行った官職への任命は、任命権者が、当該職員の公募に応募した者であつて、職員以外の者及び職員である者に対する共通の選考により、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。ただし、当該職員の公募に応募した者の中に当該標準職務遂行能力及び当該適性を有すると認められる者がいないときは、当該職員の公募に応募した者以外の者の中から職員の任用の一般規定に基づき行うものとする。

5 4に規定する共通の選考は、職員の公募に応募した者の専門性並びに多様な経験及び実績を適切に評価することができるようなものでなければならぬものとする事。
(第六十条の二関係)

二十二 選考に関する是正指示等

1 人事院は、任命権者に対し、人事院規則の定めるところにより、選考の実施状況について報告を求め、ることが出来るものとする事。

2 人事院は、任命権者が法令に違反して選考を行った場合には、その是正のため必要な指示を行うことが出来るものとする事。
(第六十条の三関係)

二十三 適格性審査及び幹部候補者名簿

1 内閣総理大臣は、次に掲げる者について、政令で定めるところにより、幹部職(自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職を含む。1において同じ。)に属する官職(同項第二号に規定する自衛官以外の隊員が占める職を含む。三十三の4において同じ。)に係る標準職務遂行能力(同項第五号に規定する標準職務遂行能力を含む。)を有するか否かを判定するための審査(以下「適格性審査」という。)を行うものとする事。

- イ 幹部職員（自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員を含む。1において同じ。）
- ロ 幹部職員以外の者であつて、幹部職の職責を担うにふさわしい能力を有すると見込まれる者として任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者を含む。3及び4、二十九並びに三十三の4において同じ。）が内閣総理大臣に推薦した者
- ハ 二十六及び自衛隊法第三十一条の六の規定によるの幹部職員の公募に応募した者
- ニ 適格性審査を受けることを内閣総理大臣に申し出た者であつて、幹部職の職務の遂行に欠くことのできない最小限度の要件として政令で定めるものを満たす者
- 2 内閣総理大臣は、適格性審査に合格した者について、政令で定めるところにより、氏名その他政令で定める事項を記載した名簿（以下「幹部候補者名簿」という。）を作成するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、任命権者の求めがある場合には、政令で定めるところにより、当該任命権者に対し、幹部候補者名簿を提示するものとする。
- 4 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、及び任命権者の求めがある場合その他必

要があると認める場合には随時、適格性審査を行い、幹部候補者名簿を更新するものとする。

5 内閣総理大臣は、1から4までの権限を内閣官房長官に委任するものとする。

(第六十一条の二関係)

二十四 幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用

1 選考による職員の採用であつて、幹部職への任命に該当するものは、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

2 職員の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものは、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、職員の人事評価に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

3 任命権者は、幹部候補者名簿に記載されている職員の降任であつて、幹部職への任命に該当するものを行う場合には、当該職員の人事評価に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる幹部職に任命するものとする。

4 国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われていない職員のうち、幹部候補者名簿に記載されている者の昇任、降任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものについては、任命権者が、2及び3にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を判断して行うことができるものとする。

(第六十一条の三関係)

二十五 内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく任用等

1 任命権者は、職員の選考による採用、昇任、転任及び降任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部職員の幹部職以外の官職への昇任、転任及び降任並びに幹部職員の退職（政令で定めるものに限る。2において同じ。）及び免職を行う場合には、政令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

2 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、幹部職員について適切な人事管理を確保するために必要であると認めるときは、任命権者に対し、幹部職員の昇任、転任、降任、退職又は免職（以下2において「昇任等」という。）について協議を求めることができるものとする。この場合において、協議が

調ったときは、任命権者は、当該協議に基づいて昇任等を行うものとする。

(第六十一条の四関係)

二十六 幹部職員の公募

1 幹部職員の公募は、内閣総理大臣が2の通知を受けたとき、又は3の協議が調ったときに、当該通知又は当該協議に係る幹部職について、政令の定めるところにより内閣総理大臣が行うものとする。

2 任命権者は、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、当該幹部職について幹部職員の公募を行うことが適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その旨を通知するものとする。

3 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、当該幹部職について幹部職員の公募を行うことが適当であると認めるときは、任命権者と協議することができるものとする。

(第六十一条の五関係)

二十七 公募を行った幹部職への任命

1 職員以外の者のみを募集の対象とする幹部職員の公募を行った幹部職への任命は、当該幹部職員の公募に応募した者の中から二十四の1に基づき行うものとする。ただし、当該幹部職員の公募に応募した者の中に幹部候補者名簿に記載されるべき者がいないとき、又は二十四の1の適性を有すると認められる者がいないときは、当該幹部職員の公募に応募した者以外の者の中から二十四に基づき行うものとする。

2 職員である者のみを募集の対象とする幹部職員の公募を行った幹部職への任命は、当該幹部職員の公募に応募した者の中から二十四の2から4までに基づき行うものとする。ただし、当該幹部職員の公募に応募した者の中に幹部候補者名簿に記載されるべき者がいないとき、又は二十四の2から4までの適性を有すると認められる者がいないときは、当該幹部職員の公募に応募した者以外の者の中から二十四に基づき行うものとする。

3 職員以外の者及び職員である者の双方を募集の対象とする幹部職員の公募を行った幹部職への任命は、二十四にかかわらず、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、当該幹部職員の公募に応募した者であり、かつ、職員以外の者及び職員である者に対する共通の選考により、当該

任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。ただし、当該幹部職員の公募に応募した者の中に幹部候補者名簿に記載されるべき者がいないとき、又は当該適性を有すると認められる者がいないときは、当該幹部職員の公募に応募した者以外の者の中から二十四に基づき行うものとする。

4 3に規定する共通の選考は、幹部職員の公募に応募した者の専門性並びに多様な経験及び実績を適切に評価することができるようなものでなければならぬものとする。 (第六十一条の六関係)

二十八 管理職の任用に関する運用の管理

1 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、管理職への任用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

2 内閣総理大臣は、十七の1(一)の基準に照らして必要があると認める場合には、任命権者に対し、管理職への任用に関する運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができるものとする。

(第六十一条の七関係)

二十九 任命権者を異にする管理職への任用に係る調整

内閣総理大臣は、任命権者を異にする管理職（自衛隊法第三十条の二第一項第七号に規定する管理職を含む。）への任用の円滑な実施に資するよう、任命権者に対する情報提供、任命権者相互間の情報交換の促進その他の必要な調整を行うものとする事。

（第六十一条の八関係）

三十 幹部職及び管理職の職務明細書

1 任命権者は、政令で定めるところにより、幹部職及び管理職に属する官職について職務明細書（採用、昇任、転任及び降任の基礎並びに職員の人事評価の基礎となるべき資料として、職務の具体的な内容並びに当該官職に求められる能力及び経験が記載された文書をいう。2において同じ。）を作成しなければならないものとする事。

2 1の場合において、任命権者は、あらかじめ、職務明細書の内容につき、内閣総理大臣に協議しなければならないものとする事。

（第六十一条の九関係）

三十一 人事に関する情報の管理

1 内閣府、各省その他の機関は、政令で定めるところにより、当該機関の幹部職員、管理職員、課程対象者その他これらに準ずる職員として政令で定めるもの（以下三十一において「管理対象者」とい

う。)の人事記録の写しを、内閣総理大臣に送付しなければならないものとする。

2 内閣総理大臣は、1により送付された人事記録の写しに関して必要があるときは、内閣府、各省その他の機関に対し、管理対象者の人事に関する情報の提供を求めることができるものとする。

3 内閣総理大臣は、1により送付された人事記録の写しに記載されている事項及び2により提供された情報に基づき、政令で定めるところにより、管理対象者の人事に関する情報を管理するための台帳を作成し、これを保管するものとする。

(第六十一条の十関係)

三十二 特殊性を有する幹部職等の特例

人事院、検察庁、会計検査院、警察庁、外局として置かれる委員会その他の行政機関の幹部職等について、その職務の特殊性に配慮し、人事の一元管理に関する規定の適用除外その他所要の規定の整備を行うものとする。

(第六十一条の十一関係)

三十三 幹部候補育成課程

1 各大臣等は、幹部候補育成課程を設け、内閣総理大臣が定める基準に従い、運用するものとする。

と。

2 1の基準においては、課程対象者の選定及び判定、研修の実施、多様な勤務を経験する機会の付与
その他幹部候補育成課程に関する政府全体としての統一性を確保するために必要な事項を定めるもの
とすること。

3 内閣総理大臣は、各大臣等に対し、基準に照らして必要な措置を求めることができるものとするこ
とその他の幹部候補育成課程の運用の管理について定めるものとする。

4 任命権者を異にする官職への課程対象者の任用に係る調整についての規定を整備するものとするこ
と。
(第六十一条の十二から第六十一条の十四まで関係)

三十四 能率の根本基準の実施

1 研修に関する能率の根本基準の実施について、人事院の意見を聴いて定める政令で定めるものとする
こと。

2 1の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。 (第七十一条第二項関係)

三十五 研修に関する事項の計画の樹立及び実施事務の主体を内閣総理大臣と定めるものとする。

(第七十三条関係)

三十六 研修に関する是正指示

1 人事院は、内閣総理大臣又は関係庁の長に対し、人事院規則の定めるところにより、研修の実施状況について報告を求めることができるものとする。

2 人事院は、任命権者が法令に違反して研修を行った場合には、その是正のため必要な指示を行うことができるものとする。

(第七十三条の二関係)

三十七 内閣総理大臣は、職員の能率の増進を図るため必要があると認めるときは、国家公務員宿舎法又は国家公務員等の旅費に関する法律の執行について、関係庁の長に意見を述べることができるものとする。

(第七十三条の三関係)

三十八 本人の意に反する降任及び免職の場合

職員を、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる場合のうち、人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合に、幹部職員にあっては、現に就いている官職に係る適格性審査に合格しなかった場合を含むものとする。

三十九 幹部職員の降任に関する特例

任命権者は、幹部職員について次に掲げる場合のいずれにも該当するときは、人事院規則の定めるところにより、第七十八条各号に掲げる場合のいずれにも該当しない場合においても、その意に反して直近下位の職制上の段階に属する幹部職へ降任することができるものとする。

イ 当該幹部職員が、人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、同じ職制上の段階に属する他の官職（当該官職に対する任命権が当該幹部職員に属するもの）を占める他の幹部職員に比して勤務実績が劣っているものとして人事院規則で定める要件に該当する場合

ロ 当該幹部職員が現に任命されている官職に幹部職員となり得る他の特定の者を任命すると仮定した場合において、当該他の特定の者が、当該幹部職員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として人事院規則で定める要件に該当する場合

ハ 当該幹部職員について、官職についての適性が他の候補者と比較して十分でない場合として人事院規則で定める要件に該当すること等により、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合

その他の幹部職員の任用を適切に行うため当該幹部職員を降任させる必要がある場合として人事院規則で定める場合
(第七十八条の二関係)

四十 登録された職員団体は、人事院規則の定めるところにより、職員の勤務条件について、人事院規則の制定又は改廃に意見があるときは、その意見を人事院に申し出ることができるものとする事。
(第一百八条の五の二条関係)

第二 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

一 指定職俸給表の号俸の額

1 指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の額は、人事院（会計検査院の職員の占める官職の号俸にあつては、会計検査院及び人事院）の意見を聴いて、政令で定めるものとする事。
(第六条の二第二項関係)

2 会計検査院は、会計検査院の職員の占める官職の号俸に関する上記1の政令の制定又は改廃に関し意見があるときは、内閣に申し出ることができるものとする事。
(第六条の二第三項関係)

3 人事院は、人事院の職員の占める官職の号俸に関する上記1の政令の制定又は改廃に関し意見があ

るときは、内閣に申し出ることができるものとする。

(第六条の二第四項関係)

二 級別定数の設定及び改定

1 職務の級の定数の設定及び改定について、内閣総理大臣が行うものとする。

(第八条第一項関係)

2 会計検査院は、会計検査院の職員の職務の級の定数の設定及び改定に関し意見があるときは、内閣総理大臣に申し出ることができるものとする。

(第八条第十三項関係)

3 人事院は、人事院の職員の職務の級の定数の設定及び改定に関し意見があるときは、内閣総理大臣に申し出ることができるものとする。

(第八条第十四項関係)

第三 内閣法の一部改正

一 内閣官房のつかさどる事務に、次に掲げる事務等を追加するものとする。

1 国家公務員制度の企画及び立案に関する事務

2 国家公務員法第十八条の二に規定する中央人事行政機関たる内閣総理大臣の所掌する事務に関する

事務

3 国家公務員の退職手当制度に関する事務

4 特別職の国家公務員の給与制度に関する事務

5 国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画及び立案並びに調整に関する事務

6 行政機関の機構及び定員に関する企画及び立案並びに調整に関する事務

7 各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の配置、増減及び廃止に関する審査を行う事務

(第十二条関係)

二 内閣人事局

1 内閣官房に、内閣人事局を置き、内閣人事局は第三の一の1から7までの事務をつかさどるものとする。

2 内閣人事局に、内閣人事局長を置くものとする。

3 内閣人事局長は、内閣官房長官を助け、内閣人事局の事務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもって充てるものとする。

(第十九条関係)

三 国家戦略スタッフ

1 内閣官房に、国家戦略スタッフを置くものとする。

2 国家戦略スタッフは、内閣総理大臣の命を受け、国家として戦略的に推進すべき基本的な施策その他の内閣の重要政策のうち特定のものに係る企画及び立案について、内閣総理大臣を補佐するものとする。

3 国家戦略スタッフの任免、服務について定めるものとする。
(第二十条関係)

四 内閣官房の主任の大臣たる内閣総理大臣の権限

1 内閣総理大臣は、法律若しくは政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならないものとする。

2 内閣総理大臣は、内閣官房に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣官房の命令として内閣官房令を発することができ、若しくは国民の権利を制するものとする。

3 内閣官房令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制

限する規定を設けることができないものとする。

4 内閣総理大臣は、内閣官房の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができるとすること。

5 内閣総理大臣は、内閣官房の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に對し、訓令又は通達を発することができるとすること。
(第二十四条関係)

五 内閣総理大臣は、内閣人事局の事務の一部について、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に分掌させることができるものとする。
(第二十五条関係)

六 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第四 内閣府設置法の一部改正

1 内閣府に、政務スタッフを置くものとする。

2 政務スタッフの定数は、政令で定めるものとする。

3 政務スタッフは、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、特定の政策の企画及び立案並びに政務（大臣委員会等の所掌に属するものを除く。）に關し、内閣官房長官又は特命担当大臣を補佐する

ものとする。

4 政務スタッフの任免、服務について定めるものとする。

(第十四条の二関係)

第五 国家行政組織法の一部改正

1 各省に、政務スタッフを置くものとする。

2 政務スタッフの定数は、政令で定めるものとする。

3 政務スタッフは、その省の長である大臣の命を受け、特定の政策の企画及び立案並びに政務に関し、その省の長である大臣を補佐するものとする。

4 政務スタッフの任免、服務について定めるものとする。

(第十七条の二関係)

第六 総務省設置法の一部改正

総務省から内閣人事局に機能を移管することに伴い、総務省の所掌事務等について所要の規定の整備を行うものとする。

第七 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

一 国家戦略スタッフ及び政務スタッフの俸給月額

1 常勤の国家戦略スタッフ及び常勤の政務スタッフの俸給月額表として次に掲げる別表第三を定めるものとする。

別表第三

官職名	俸給月額
常勤の国家戦略スタッフ	三号俸 一、二二一、〇〇〇円
	二号俸 九四一、〇〇〇円
	一号俸 七二八、〇〇〇円
常勤の政務スタッフ	三号俸 一、二二一、〇〇〇円
	二号俸 九四一、〇〇〇円
	一号俸 七二八、〇〇〇円

2 常勤の国家戦略スタッフ及び常勤の政務スタッフの俸給月額は、特別の事情により別表第三に掲げる俸給月額により難いときは、1の別表第三にかかわらず、六十万五百円を超え七十二万八千円に満たない範囲内の額又は百二十三万五千円とすることができるものとする。

(第三条関係)

3 その他所要の規定の整備を行うものとする。

二 総務省の所掌事務について内閣人事局に移管することに伴い、総務大臣の権限を内閣総理大臣の権限に変更するために必要な所要の規定の整備を行うものとする。 (第三条、第九条及び第十条関係)

第八 関連法の一部改正

関係行政機関から内閣人事局に機能を移管することに伴い、国家公務員退職手当法等について所要の規定の整備を行うものとする。

第九 外務公務員法の一部改正

在外公館の長たる大使及び公使に対し、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、所要の規定の整備を行うものとする。

第十 自衛隊法の一部改正

防衛省の職員に対し、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、所要の規定の整備を行うものとする。

第十一 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第一の三十三に規定する幹部候補育成課程については施行日から起算して三月を経過する日に施行することとするほか、必要な施行期日を定めるものとする。 (附則第一条関係)

二 施行日から起算して三月を経過する日までの間は、第一の二十三の2から4まで及び二十四から二十七までについては適用しないものとする。また、第一の三十に規定する職務明細書の作成及び三十の3に規定する人事に関する情報を管理するための台帳の作成については、その対象を施行日から起算して二年を経過する日までの間に幹部職員及び管理職員のすべてに拡大するものとする。

(附則第四条関係)

三 命令の効力

1 改正前のそれぞれの法律の規定により発せられた内閣府令又は総務省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて発せられた相当の第三の四の2の内閣官房令としての効力を有するものとする。

2 この法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定でこの法律の施行後は政令をもって規定すべき事項を規定するものは、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、政令としての効力を有するものとする事。

(附則第八条関係)

四 その他、この法律の施行に伴い必要となる経過措置について定め、関係法律の規定について整備するものとする事。

(附則第二条から附則第七条まで及び附則第九条から附則第三十三条まで関係)